

平成21年度 第5回 桜井市地域公共交通活性化再生協議会 次第

日時：平成22年3月25日（木） 午後3時30分～

場所：桜井市役所 第一委員会室

1. 開 会

2. 挨拶 会長 桜井市副市長 有埜 善徳

3. 議 事

1) 平成22年度協議会予算について

・資料1：桜井市地域公共交通活性化再生協議会予算書（案）

2) 桜井市デマンド型乗合タクシー運行要綱の制定について

・資料2：桜井市デマンド型乗合タクシー運行要綱（案）

3) 桜井市デマンド型乗合タクシー運行事業者の選定について

・資料3：桜井市デマンド型乗合タクシー運行事業者について

4. その他

・桜井市地域公共交通総合連携計画における修正事項について

・資料4：桜井市地域公共交通総合連携計画

「6. バス交通等整備計画」

・桜井市地域公共交通総合連携計画 - 事業計画 - における修正事項について

・資料5：桜井市地域公共交通総合連携計画 - 事業計画 -

「コミュニティバス「朝倉台線」の運行変更案」

平成 2 2 年度桜井市地域公共交通活性化再生協議会予算（案）

（ 歳 入 ）

款	項	目	金額（千円）	説 明
0 1 負担金	0 1 負担金	0 1 負担金	50,506	桜井市負担金
0 2 補助金	0 1 補助金	0 1 補助金	6,630	地域公共交通活性化・再生総合事業補助金
合 計			57,136	

（ 歳 出 ）

款	項	目	金額（千円）	説 明
0 1 運営費	0 1 会議費	0 1 会議費	30	通信運搬費 会議開催案内等
	0 2 事務費	0 2 事務費	350	消耗品費 一般事務消耗品 50,000 円 印刷製本費 パンフレット等 300,000 円
0 2 事業費	0 1 事業費	0 1 事業費	56,756	桜井市コミュニティバス運行業務委託料 54,571,000 円 ・ 桜井初瀬線、朝倉台線、多武峯線の 3 路線運行 桜井市デマンド型乗合タクシー運行業務委託料 2,185,000 円
合 計			57,136	

桜井市デマンド型乗合タクシー運行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、桜井市デマンド型乗合タクシー（以下「デマンドタクシー」という。）について、必要な事項を定めることにより、地域住民の日常生活に必要な不可欠な交通手段を確保し、もって住民福祉の向上を図ることを目的とする。

(運行事業者)

第2条 デマンドタクシーは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の国土交通大臣の許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者が、桜井市地域公共交通活性化再生協議会との契約に基づき、同法第3条第1号イの事業として有償により行うものとする。

(利用者)

第3条 デマンドタクシーを利用できる者は、次に掲げる条件のいずれにも該当するものとして別表第1に定める地区に住所を有する者で、あらかじめ次条第2項に規定する登録証の交付を受けたものとする。

- (1) 桜井市内であること
- (2) 路線バスの停留所から2キロメートル以上離れていること
- (3) 鉄道駅から2キロメートル以上離れていること
- (4) デマンドタクシーが必要であると認められること

(登録申請等)

第4条 デマンドタクシーの利用を希望する者は、あらかじめ桜井市デマンド型乗合タクシー利用登録申請書（別記様式）を桜井市地域公共交通活性化再生協議会会長（以下「会長」という。）に提出し、登録証の交付を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請があった場合は審査を行い、利用が適当と認められるときは速やかに登録証を交付するものとする。

(発地及び着地の区域)

第5条 デマンドタクシーの発地及び着地の区域は、別表第1に定める地区のほか、日常生活に不可欠な場所として別表第2に定める区域とする。

(運行回数)

第6条 デマンドタクシーの運行回数、運行日及び運行時刻は、別に定める。

(利用方法)

第7条 利用者は、運行事業者に予約をし、乗車時に登録証を提示しなければならない。予約の受付時刻は、別に定める。

(利用料金)

第8条 利用者は乗合タクシーを利用する時に利用料金を支払わなければならない。運行事業者は利用者から利用料金を徴収するものとする。利用料金は、別に定める。

(乗車拒否)

第9条 運行事業者は、乗車しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その乗車を拒否し、又は降車させることができる。

(1) 他の利用客の迷惑となるおそれのある者

(2) 安全な運行の妨げとなるおそれのある者

(3) 不正な方法等により利用しようとする者

(登録証の譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、登録証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(登録証の再交付)

第11条 利用者は、登録証の管理を適切に行うこととし、紛失した場合には、速やかに会長に届け出なければならない。

2 会長は、前項の届出があったときは、届出内容を審査し、届出理由が適当であると認めたときは、登録証の再交付を決定し、利用者に再交付するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別表第1（第3条・第5条関係）

上之郷地区

別表第2（第5条関係）

桜井駅

済生会中和病院

その他会長が必要と認める区域

別記様式（第4条関係）

桜井市デマンド型乗合タクシー利用登録申請書

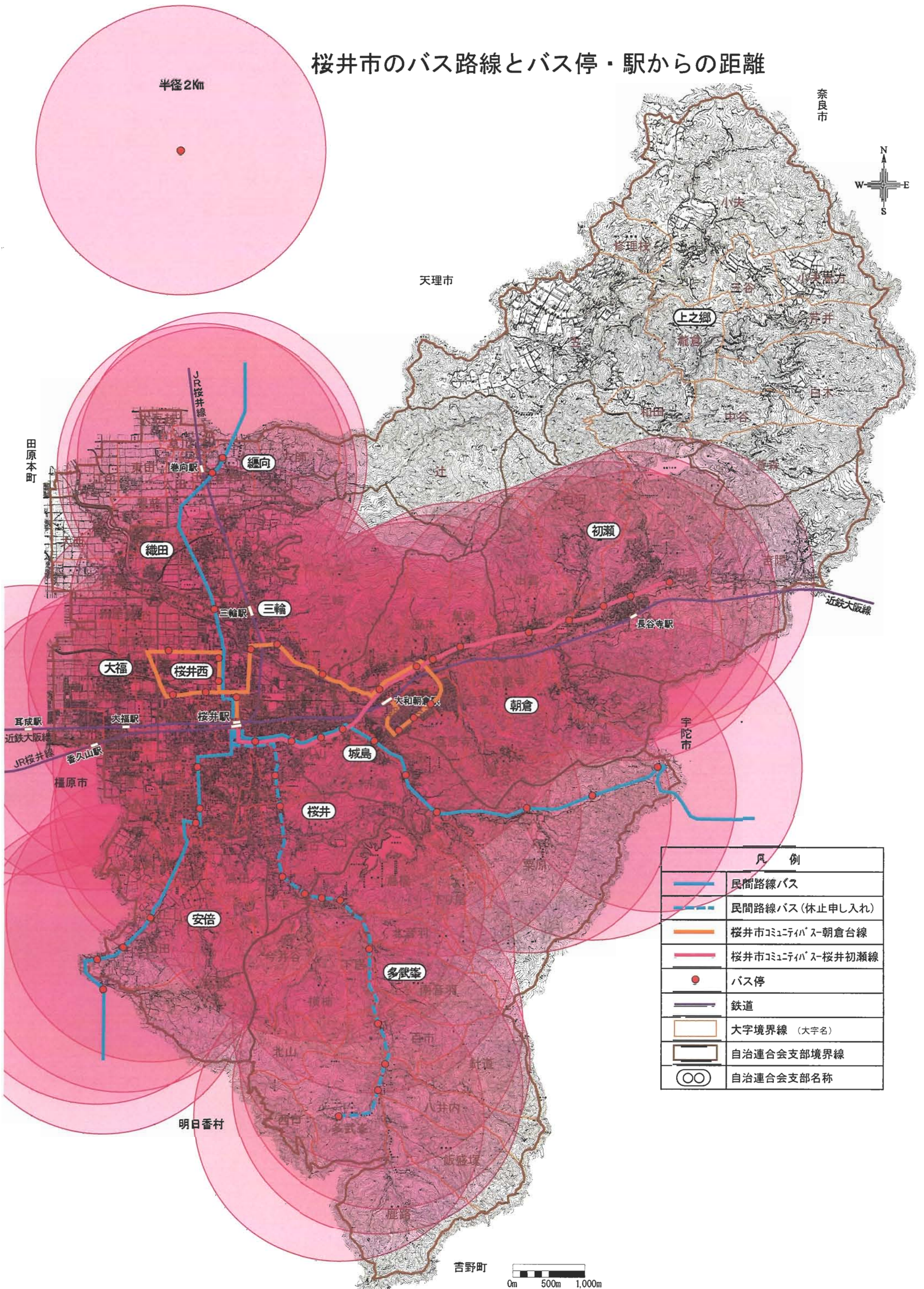
桜井市地域公共交通活性化再生協議会長 あて

私は、桜井市デマンド型乗合タクシーの運行方法及び利用方法を了解のうえ、下記のとおり利用登録を申請します。

なお、桜井市デマンド型乗合タクシーの予約受付事務が円滑に実施されるよう、申請書に記入する個人情報を運行事業者に送付することについて、意義なく同意します。

申請日	年 月 日		
住所	〒		
(ふりがな)		性別	登録NO.
利用者氏名 (代表者)		男・女	
(ふりがな)		性別	登録NO.
利用者氏名		男・女	
(ふりがな)		性別	登録NO.
利用者氏名		男・女	
(ふりがな)		性別	登録NO.
利用者氏名		男・女	
電話番号	(ご自宅) - -		
	(携帯) - -		
担当課 処理欄	収受日		
	処理者		
	登録証発行済		
	特記事項		

桜井市のバス路線とバス停・駅からの距離



半径2Km

奈良市



天理市

田原本町

近鉄大阪線

宇陀市

凡例	
	民間路線バス
	民間路線バス(休止申し入れ)
	桜井市コミュニティバス-朝倉台線
	桜井市コミュニティバス-桜井初瀬線
	バス停
	鉄道
	大字境界線 (大字名)
	自治連合会支部境界線
	自治連合会支部名称

吉野町



桜井市デマンド型乗合タクシー運行事業者の選定について

- ・ 運行業務委託事業者

日の丸交通株式会社

奈良県桜井市大字三輪 7 6 7 - 3

- ・ 業者選定理由

本デマンド型乗合タクシー事業は、予約受付システムが完備され、上之郷地域の交通事情に精通し、安全かつ迅速に行える運行事業者が望ましい。

そこで、予約受付システムも整備されているタクシー事業者の中で、奈良県タクシー協会桜井部会と協議の結果、市内に営業所を有し、市内の交通事情にも詳しい上記タクシー会社に業務委託するものとする。

6 . バス交通等整備計画

6 - 1 . 公共交通活性化の基本方針

桜井市の公共交通活性化に向けての基本方針を次のように設定します。

< 公共交通活性化の基本方針 >

誰もが移動しやすく、利便性の高い公共交通サービスの提供と
公共交通を支えるシステムづくり

6 - 2 . 公共交通活性化の計画区域及び期間

1) 計画区域

桜井市全域

2) 計画期間

平成 2 2 年度 ~ 平成 2 4 年度

6 - 3 . 公共交通活性化の目標

前述の基本方針を踏まえ、桜井市の公共交通活性化の目標を次のように設定します。

< 公共交通活性化の目標 >

交通空白地における公共交通の確保

効率的で利便性の高い運行路線・体制の再編

既存バス路線の利用促進

モビリティ・マネジメントの推進 = 車から公共交通への利用転換

公共交通を支える運行システムや住民参加のしくみづくり

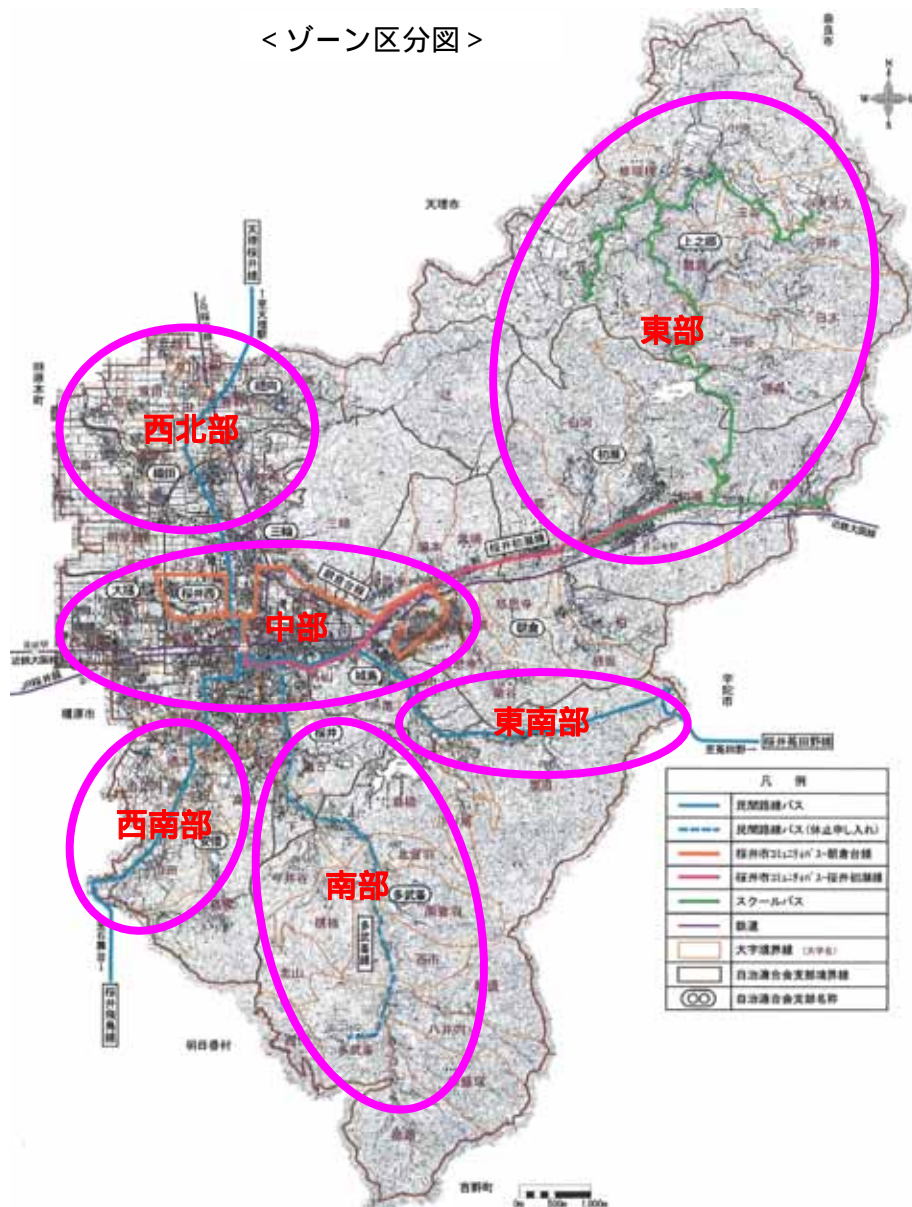
6-4. ゾーン別活性化方針の設定

1) ゾーン区分の設定

前述の「課題の整理」を踏まえ、次のように6つのゾーンに区分して活性化の方針を設定します。

ゾーン名称	概ねの範囲
西北部	織田地域および纏向地域一帯
中部	桜井駅を中心とした近鉄沿線の和歌朝倉駅から大福駅周辺一帯
西南部	桜井飛鳥線を軸とした概ね安倍地域一帯
南部	多武峯線を軸とした概ね多武峯地域一帯
東南部	桜井菟田野線を軸とした沿線一帯
東部	上之郷地域および初瀬地域一帯

< ゾーン区分図 >



2) ゾーン別活性化方針

前ページで述べたゾーン区別に、活性化のゾーン方針を次のように設定します。

ゾーン名称	ゾーン方針
西北部	既存路線バスの利用促進と交通空白地における生活交通の確保
中部	既存バス路線のルート再編等による活性化と多様な利便性の向上
西南部	既存路線バスの利用促進と一部交通空白地における生活交通の確保
南部	路線バス運行休止に伴う観光振興とも連携した公共交通確保のための公的支援の導入
東南部	広域バス路線維持のための利用促進策の推進と隣接市との連携強化
東部	予約型(デマンド型)等の運行による効率的な生活交通の確保

6-5. ゾーン別事業計画の設定

公共交通活性化の目標およびゾーン方針の実現に向けて、活性化施策の展開を示します。

中部ゾーン

事業1 桜井市コミュニティバス朝倉台延伸による利便性向上

「効率的で利便性の高い運行路線・体制の再編」の目標を達成するため、桜井市コミュニティバス朝倉台線延伸による利便性の向上を図ります。

・事業の概要

市内の住宅団地から官公庁や大型店舗を循環し、運行しているコミュニティバス朝倉台線の延伸を行います。協議会での意見や地元団体である自治会のヒアリング、市民アンケート調査や乗降調査の結果を勘案し、利用の少ないバス停、コースを一部廃止し、住民ニーズの高い商業地を經由し総合病院まで延伸するコースに変更し、利便性の向上を図ります。また、乗降調査の結果、高齢者の利用が多い点もコース変更に反映しました。

また、将来に亘る路線の運行維持を見据え、料金改定も併せて行います。

・事業の実施主体

桜井市

・実施期間

平成22年度～平成24年度

南部ゾーン

事業2 桜井市コミュニティバス多武峯線の実証運行（代替バス事業）

「効率的で利便性の高い運行路線・体制の再編」の目標を達成するため、桜井市コミュニティバス多武峯線の実証運行を行います。

・事業の概要

スクールバス対応も一部便で行っている奈良交通路線バス多武峯線において、現在、運行休止の申し入れがなされている状況にあり、それが運行休止になると多武峯地域の全域において交通空白地となってしまうことから、生活交通および登校のための交通の確保が喫緊の課題となっています。

さらに、談山神社などの観光施設も存在していることから、観光振興とも連携した交通手段の確保が求められています。

このような状況の中、市民生活に直結した公共交通の確保及び観光産業の振興の観点から、極めて必要性の高いこの多武峯線を桜井市コミュニティバスとして実証運行を行います。

- ・事業の実施主体
桜井市
- ・実施期間
平成 22 年度～平成 24 年度

東部ゾーン

事業 3 上之郷地区におけるデマンド型乗合タクシーの実証運行

「交通空白地の解消における公共交通の確保」の目標を達成するため、上之郷地域におけるデマンド型乗合タクシーの実証運行を行います。

- ・概要

以前、上之郷地域に運行されていた奈良交通路線バス小夫線が、平成 17 年 9 月末日をもって運行休止されたことにより、市においてコミュニティバス小夫線として平成 17 年 10 月から 19 年 9 月末日までの 2 年間実証運行を行いました。その結果、一般乗車人員が平均 1.8 人と非常に少なく、路線として維持していくことが困難と判断され、平成 19 年 9 月末日をもって運行休止しました。

そのため、上之郷地域一帯が公共交通の空白地となり、地元住民から、病院等へ行く交通手段が必要といった生活交通の確保の観点から強い要望が市に対して出されてきました。

そこで、市及び地元自治会により上之郷地域の生活交通のあり方について検討を行った結果、利用対象者が高齢者である事と想定利用人数が少数である事から、デマンド型乗合タクシーの実証運行を行います。

- ・事業の実施主体
桜井市
- ・実施期間
平成 22 年度～平成 24 年度

ゾーン別・目標別活性化施策一覧

その他、公共交通活性化の目標およびゾーン方針の実現に向けた活性化施策は次のものが考えられます。

公共交通活性化の目標	ゾーン方針	西北部ゾーン	中部ゾーン	西南部ゾーン	南部ゾーン	東南部ゾーン	東部ゾーン
		路線バスの利用促進と交通空白地における生活交通の確保	既存バス路線のルート再編等による活性化と多様な利便性の向上	既存路線バスの利用促進と一部交通空白地における生活交通の確保	路線バス運行休止に伴う観光振興とも連携した公共交通確保のための公的支援の導入	広域バス路線維持のための利用促進策の推進と隣接市との連携強化	予約型（デマンド型）等の運行による効率的な生活交通の確保
交通空白地における公共交通の確保		・鉄道駅および既存バス路線から離れた地域におけるバス路線の延伸または乗合タクシー等の運行	-	・既存バス路線から離れた地域における乗合タクシー等の運行	-	-	・広範囲に小規模に存在する交通空白地に対する予約型（デマンド型）の乗合タクシーの運行
効率的で利便性の高い運行路線・体制の再編		-	・コミュニティバスの運行ルート再編等による活性化の推進 ・コミュニティバスの運賃体系の見直し ・桜井駅における乗り継ぎ利便性の向上	-	・路線バス運行休止に伴う公共交通確保のためのコミュニティバスの運行 ・コミュニティバス化による運賃体系の見直し ・観光振興とも連携した活性化策の推進	-	・スクールバスの活用 ・コミュニティバスの運賃体系の見直し ・コミュニティバスの桜井駅における乗り継ぎ利便性の向上
既存バス路線の利用促進		・路線バス天理桜井線の利用促進策の展開	・集中するコミュニティバスおよび民間バス路線における利用促進策の展開	・路線バス桜井飛鳥線の利用促進策の展開	-	・路線バス桜井菟田野線の利用促進策の推進と隣接市との連携強化	・コミュニティバス桜井初瀬線の利用促進策の展開
モビリティ・マネジメントの推進 =車から公共交通への利用転換		・ホームページ等による公共交通利用促進の情報提供	・ホームページ等による公共交通利用促進の情報提供	・ホームページ等による公共交通利用促進の情報提供	・ホームページ等による公共交通利用促進の情報提供	・ホームページ等による公共交通利用促進の情報提供	・ホームページ等による公共交通利用促進の情報提供
公共交通を支える運行システムや住民参加のしくみづくり		・乗合タクシー等の運行に向けた地元協議会等設立の支援	・公共交通を支えるための地元協議会等設立の支援	・乗合タクシー等の運行に向けた地元協議会等設立の支援	・公共交通を支えるための地元協議会等設立の支援	・公共交通を支えるための地元協議会等設立の支援	・乗合タクシー等の運行を支えるための地元協議会等設立の支援

6-6 . バス等公共交通利用促進計画

バスをはじめ乗合タクシーや鉄道など公共交通の利用を促進する方策として、以下の内容に取り組んでいきます。

実証運行の実施

バスの運行ルートの変更や乗合タクシーの運行等においては、実証運行を行うことにより利用者の掘り起こしや利用促進を図って行きます。そして、その実証運行の結果を踏まえ、実効性のある運行計画をさらに具体化していくこととします。

バスと鉄道およびバス相互の乗継円滑化の推進

鉄道駅でのバスと鉄道との乗り継ぎおよびバス相互の乗り継ぎにおいて、より円滑になるよう取り組みを進めていきます。

駅における総合案内表示等の充実

鉄道駅において、バスの運行ルートや発車時刻等が一目でわかりやすく把握できるよう、総合案内表示等の充実を図ります。

公共交通に関する総合的な情報発信

桜井市のホームページや広報等を通じて、公共交通に関する総合的な情報を提供するとともに、地球温暖化ガスの CO₂ 等削減のため公共交通への利用転換を図るよう啓発活動を進めて行きます。

商業施設や病院等と連携した利用促進策の検討

コミュニティバスの運行ルート上にある商業施設や病院等と連携し、利用者への運賃割引券の発行などの運賃割引制度等の利用促進策について協力を要請して行きます。

観光振興策との連携

桜井市および観光振興団体、観光業者等並びに奈良県の観光振興策と連携し、バスの利用促進を図って行きます。

高齢者利用促進方策の検討

高齢者に対して、公共交通の利用を促進する方策について検討を行います。

交差点周辺および駅周辺における交通渋滞対策

バス利用を促進するには、バスが時刻どおりに着く定時性の確保が重要であることから、それを阻害する交差点周辺および駅周辺における交通渋滞の解消を図る対策について国、県等の関係機関に要請していきます。

エコ通勤の啓発等による公共交通利用促進

通勤においてマイカー利用から公共交通の利用へと転換するよう、環境施策とも連携した市民および企業等への啓発活動を行うことにより、公共交通の利用促進を図っていきます。

駅前駐車場・駐輪場を利用したパーク・アンド・ライドの推進

鉄道が利用しやすくなるよう駅前の駐車場や駐輪場の充実を図り、パーク・アンド・ライドの取り組みを進めていきます。

広告の募集・掲示

バスの運行を継続していくには運行収支の改善を図る必要があり、その改善の取り組みの一つとして、広告を募集し掲示することにより広告料収入を得る取り組みを進めていきます。

公共交通を支えるための地元協議会等設立の支援

バス等の公共交通を維持・継続していくには、運行ルート上にある地域の住民の方々の協力が不可欠であることから、公共交通を支えるための地元協議会等の設立に向けて支援を行っていきます。

運賃の改定

現行は、一律大人「200円」ですが、
 ・初乗り「180円」から、「300円」を上限とする段階運賃を予定しています。

具体的な運賃は、次のとおりです。

											大和朝倉駅			
										慈恩寺		180		
								粟殿・ヤマトー桜井店		桜井駅北口		210	270	
							桜井総合庁舎		桜井市役所		180	210	280	
						上之庄・ジャスコ桜井店		180	180	260	300			
					仁王堂		230	230	230	300	300			
				戒重北口		180	180	180	180	240	300			
			桜井税務署		180	230	180	180	180	210	280			
		粟殿・ヤマトー桜井店		桜井駅北口		180	180	230	180	180	300	300	300	
		とれとれ・オークワ前		180	180	180	250	190	180	300	300	300		
		慈恩寺		180	210	210	240	300	260	210	300	300	300	
		大和朝倉駅		180	230	270	280	300	300	300	280	300	300	300

運行収支予測

運行ルートの変更等に伴う運行収支の平成22年度予測は、次のとおりです。

運行経費	12,455,000円
運賃収入	3,071,000円
差引額	9,384,000円

目標設定

実績	目標
1便平均10.3人 (平成20年10月～平成21年9月)	1便平均12人 (当初1年間)